

# 接着剤使用について

滋賀県卓球協会

平成 18 年 10 月 5 日に全国理事長会議にて揮発性の有機溶剤を含む接着剤の使用が 2008 年 8 月 31 日まで禁止が延長されました。これによって滋賀県としましても 2006 年 7 月 1 日より接着剤の使用を禁止していましたが、日本卓球協会改定の 2008 年 8 月 31 日まで使用可能に変更します。

但し使用に当たっては、地域住民、宿泊施設、飲食店等から苦情が出ないように必ず会場内に設定された場所で使用するようになしてください。

また、ホープスおよびそれ以下の年齢の選手は、平成 19 年 4 月 1 日以降に行われる全ての大会に参加する場合、揮発性の有機溶剤を含む接着剤、リムーバー、クリーナーなどを使用してはならない。このことについては、変更になっていませんのでそのまま適用したいと思います。

選手はもちろんのこと指導に当たる方々についても、日本の将来を担う若い選手を危険な有機溶剤から守るために、趣旨を理解され違反者が出ないようにルールの徹底をお願いいたします。

また、揮発性の有機溶剤ガスは、選手の使用する接着剤からだけではなく、ふうを空けたばかりの新しいラバーから発生することもあり、これが原因で失格となることも考えられます。これを防ぐには、開封後は十分に（3 日間以上が望ましい）空中に放置してから、貼るようになしてください。